

# 筋ジストロフィー医療研究会 会則

## 第1章 名称

第1条：本会は筋ジストロフィー医療研究会と称する。

## 第2章 目的および事業

第2条：本会は筋ジストロフィー医療に関わる課題を広く研究・教育し、医療の質の向上を図ることを目的とする

第3条：本会では前条の目的の達成のため、以下の事業を行う。

1. 年一回の研究会の開催
2. 研究会開催に際しての研究会誌（抄録集）の発行
3. 会員相互のメーリングリスト等を介した情報交換
4. 筋ジストロフィーの医療とケアの向上に向けた共同調査
5. その他、本研究会の目的達成に必要な事業

## 第3章 会員

第4条：本会の会員は、次のとおりとする。

正会員：筋ジストロフィー医療に携わるもので、本会の目的に賛同する者。

団体会員：本会の目的に賛同して支援を行う団体。当該団体に所属する1名は正会員としての資格を有する。

賛助会員：本会の目的に賛同し、本会の事業を援助しようとするもの。その代表者1名は正会員としての資格を有する。

## 第4章 役員

第5条：本会に役員として代表世話人1名、世話人20名前後、監事1名を置く。

第6条：世話人は役員の推薦により選出される。任期は2年とし、再任は妨げない。

## 第5章 運営

第7条：本会の運営は世話人会を開催し協議決定する。世話人会には前もって文書で委託された代理人の出席を認める。但し、議決権は世話人に限る。

## 第6章 会費

第8条：会員は別に定める年会費を負担する。

## 第7章 入退会

第9条：会員として入会を希望する者は、住所・氏名・所属等を明記して、会費を添えて申し込み書を事務局へ提出する。

第10条：退会を希望する者は、文書でその旨を事務局へ通知する。

## **第8章 会計**

第 11 条：本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの年 1 期とする。会計収支は監事の監査を受け、会員総会で承認を得る。

## **第9章 会則の変更**

第 12 条：本会則は世話人会で協議し会員総会で承認を得て変更することができる。

## **第10章 附則**

第 13 条：本会の当面の事務局を長崎川棚医療センター神経内科に置く。

第 14 条：本会の年会費を世話人 3,000 円、一般会員 2,000 円、団体会員 10,000 円、賛助会員 50,000 円とする。

第 15 条：年一回の研究会の当番世話人（大会長）を世話人会で選出し、会員総会にて承認を得る。